

建設工事における一定の資本関係又は人的関係にある複数の者の 入札参加制限についての Q&A

【制度の趣旨と概要】

制度の趣旨は何ですか。

一定の資本関係又は人的関係のある複数の者（以下「グループ企業」という。）同士は、支配・従属関係などが認められ、他の入札参加者との間において公平性を確保できないことや入札の適正さが阻害される恐れがあることから、公正な入札の執行のため、制限するものです。

グループ企業の基準は何ですか。

次の（１）から（３）に掲げる基準のいずれかに該当する関係にある者をグループ企業とします。

（１）資本関係

以下のいずれかに該当する二者の場合

- ア 子会社等（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号の2に規定する子会社等をいう。イにおいて同じ。）と親会社等（同条第4号の2に規定する親会社等をいう。イにおいて同じ。）の関係にある場合
- イ 親会社等を同じくする子会社等同士の関係にある場合

（２）人的関係

以下のいずれかに該当する二者の場合。ただし、アについては、会社等（会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第2条第3項第2号に規定する会社等をいう。以下同じ。）の一方が民事再生法第2条第4号に規定する再生手続が存続中の会社等又は更生会社（会社更生法第2条第7項に規定する更生会社をいう。）である場合を除く。

ア 一方の会社等の役員（会社法施行規則第2条第3項第3号に規定する役員のうち、次に掲げる者をいう。以下同じ。）が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合

(ア) 株式会社の取締役。ただし、次に掲げる者を除く。

- a 会社法第2条第11号の2に規定する監査等委員会設置会社における監査等委員である取締役
- b 会社法第2条第12号に規定する指名委員等設置会社における取締役
- c 会社法第2条第15号に規定する社外取締役
- d 会社法第348条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている取締役

(イ) 会社法第402条に規定する指名委員会等設置会社の執行役

(ウ) 会社法第575条第1項に規定する持分会社（合名会社、合資会社又は合同会社をいう。）の社員（同法第590条第1項に規定する定款に別段の定めがある場合により業務を執行しないこととされている社員を除く。）

(エ) 組合の理事

(オ) その他業務を執行する者であって、(ア)から(エ)までに掲げる者に準ずる者

イ 一方の会社等の役員が、他方の会社等の民事再生法第64条第2項又は会社更生法第67条第1項の規定により選任された管財人（以下「管財人」という。）

- を現に兼ねている場合
ウ 一方の会社等の管財人が、他方の会社等の管財人を現に兼ねている場合
(3) その他の入札の適正さが阻害されると認められる場合
組合（共同企業体を含む。）とその構成員が同一の入札に参加している場合その他（1）又は（2）と同視しうる資本関係又は人的関係があると認められる場合

グループ企業の同一案件への参加が制限される期間はいつからいつまでですか。

グループ企業同士の意思疎通は、入札参加資格審査申請の申請期間の末日から入札書提出期間の末日までの間のいずれの時点でも起こりえるものであるため、入札参加資格審査申請の申請期間の末日から入札書提出期間の末日までの間にグループ企業である場合は、同一案件への参加が制限されます。

どのような審査が行われるのですか。

落札候補者となった場合に、事後審査書類として「一定の資本関係又は人的関係にある者に関する誓約書」の提出が必要です。

また、グループ企業の疑義があるとして疑義申立てを受けた落札候補者は、指定された期日までに疎明を行う必要があります。

グループ企業が同一案件へ参加した場合、ペナルティ等がありますか。

事後審査においてグループ企業による同一案件への入札が判明した場合は、当該案件への入札を無効とします。

また、事後審査時に提出する「一定の資本関係又は人的関係にある者に関する誓約書」や疑義申立てが行われた場合に提出する疎明書類に虚偽記載があった場合等は、入札参加停止を行うことがあります。

グループ企業が同一案件に申請し、1者を残して他のグループ企業が入札を辞退した場合、当該1者の入札は無効になりますか。

他のグループ企業が入札を辞退した場合は、入札無効とはなりません。

なお、グループ企業の同一案件への参加を回避する目的で、辞退する者を決めるために当事者間で連絡を取ることは、談合等の入札の公正・公平を害する行為には当たらないものとします。

グループ企業同士で1つの建設工事共同企業体を結成し、入札できますか。

入札できます。

なお、建設工事共同企業体の構成員が、他の建設工事共同企業体の構成員又は単体企業として同一案件に入札することや、建設工事共同企業体の構成員のグループ企業が、他の建設工事共同企業体の構成員又は単体企業として同一案件に入札することはできませんので、ご注意ください。

【グループ企業の該当基準に関する内容】

グループ企業に該当するかどうか、入札参加前に確認してもらうことはできますか。

本市では、事後審査時以外にグループ企業の確認は行いません。グループ企業に該当するかどうかは、会社法、会社法施行規則及び関係通知をご参考の上、ご自身で確認してください。なお、グループ企業に該当する恐れのある場合（グループ企業に該当するか判断できない場合を含む。）は、同一案件への入札を控えてください。

<資本関係>

親会社等や子会社等に個人は含まれますか。

親会社等には個人が含まれますが、子会社等には個人は含まれません。

A社がB社の株式を保有している場合、A社とB社はグループ企業に該当しますか。

A社がB社の議決権の50%超を保有している場合やA社が保有するB社の議決権とA社の子会社等であるC社が保有するB社の議決権の合計が50%を超える場合は、A社とB社はグループ企業に該当します。（後者の場合は、B社とC社もグループ企業に該当します。）

また、保有する議決権が50%を超えない場合であっても、A社の関係者が保有する議決権の割合やB社の役員構成、A社とB社の契約内容、A社からB社への融資状況などによりグループ企業に該当する場合がありますので、十分に確認を行ってください。

なお、グループ企業に該当する恐れのある場合（グループ企業に該当するか判断できない場合を含む。）は、同一案件への入札を控えてください。

A社がB社の株式を保有していない場合でも、A社とB社がグループ企業に該当することはありますか。

A社がB社の議決権を保有していない場合でも、A社の子会社等であるC社がB社の議決権を50%超保有している等、A社とB社がグループ企業に該当するケースはあります。保有する議決権が50%を超えない場合であっても、A社の関係者が保有する議決権の割合、B社の役員構成、A社とB社の契約内容、A社からB社への融資状況などによりグループ企業に該当する場合があります。

また、親会社等には、個人も含まれますので、A社とB社の双方の議決権の50%超をX氏が保有している等、親会社等を同じくする子会社等同士に該当しないか、併せて確認してください。

なお、グループ企業に該当する恐れのある場合（グループ企業に該当するか判断できない場合を含む。）は、同一案件への入札を控えてください。

A社の代表者とB社の代表者が親族である場合、A社とB社はグループ企業に該当しますか。

役員や代表者同士が親族であるだけではグループ企業に該当しませんが、A社とB社の議決権の保有者や役員構成等の多くが親族である場合、親会社等を同じくする子会社等同士としてグループ企業に該当する場合がありますので、十分に確認を行ってください。

なお、グループ企業に該当する恐れのある場合（グループ企業に該当するか判断できない場合を含む。）は、同一案件への入札を控えてください。

資本関係におけるグループ企業の該当事例を教えてください。

本市ホームページに掲載している「資本関係」におけるグループ企業の判断事例について」をご参考ください。なお、未掲載の事例であっても、グループ企業に該当するかの事前確認は行いません。グループ企業に該当する恐れのある場合（グループ企業に該当するか判断できない場合を含む。）は、同一案件への入札を控えてください。

<人的関係>

A社の取締役がB社の取締役を兼ねている場合、A社とB社はグループ企業に該当しますか。

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合として、グループ企業に該当します（ただし、特定の要件に該当する取締役は除きます。）。

A社の監査役がB社の監査役を兼ねている場合、A社とB社はグループ企業に該当しますか。

人的関係の確認においては、監査役は役員に含まないため、一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合とはならず、グループ企業に該当しません。

ただし、資本関係の確認においては、監査役も役員に含みますのでご注意ください。

A社の取締役が、個人事業所の代表者である場合、A社と個人事業所は、グループ企業に該当しますか。

一方の会社等の役員が、他方の会社等の役員を現に兼ねている場合と同視しうる人的関係にあるため、グループ企業に該当します。

<その他>

同じ所在地に2つの会社がある場合、この2者はグループ企業に該当しますか。

同じ所在地であることのみでは、グループ企業には該当しません。

【グループ企業入札参加制限疑義申立てに関する内容】

グループ企業入札参加制限疑義申立てとはどのような制度ですか。

同一案件にグループ企業である複数の者が入札に参加した疑義がある場合において、当該案件の入札参加者が、落札候補者に対し疑義申立てを行うことができる制度です。

詳しくは「堺市建設工事に係るグループ企業入札参加制限疑義申立てに関する取扱要領」をご覧ください。

疑義申立てはどのように行うのですか。

申立ての期限までに「グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立書（本市様式）」と「疑義申立ての内容を客観的に証明する書類等」を契約課に持参して提出してください。

なお、申立ての期限は、工事の開札日（落札候補者が入札無効等となり、他の入札参加者が新たに落札候補者となった場合は、他の入札参加者が新たに落札候補者となった日）の翌日から起算して2日後（土曜日、日曜日、祝日及び年末年始の休日を除く。）の午後5時までです。

同一案件に入札参加しているA社とB社にグループ企業の疑いがあります。

両社ともに落札候補者ではありませんが、疑義申立てを行うことはできますか。

A社又はB社が落札候補者となった場合に限り、疑義申立てを行うことができます。

同一案件に入札参加しているA社とB社にグループ企業の疑いがあります。

疑義申立てに必要な書類等を提出すれば、誰でも疑義申立てを行うことはできますか。

当該工事への入札参加者（入札参加資格が認められなかった者、入札書未提出者及び辞退者を除く）に限り、疑義申立てを行うことができます。

疑義申立書と併せて提出する「疑義申立ての内容を客観的に証明する書類等」とは、具体的にどのようなものですか。

例えば、人的関係における役員の兼務を証明する場合は、「履歴事項全部証明書」等がグループ企業に該当することを客観的に証明できる書類に該当します。

なお、疑義申立ての内容を客観的に証明する書類等の添付がない疑義申立てについては、申立て内容の調査を行いません。

「グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明書類提出指示書」を受け取った場合、どのような書類を提出する必要がありますか。

疑義申立ての内容を否定する（グループ企業に該当しない）場合は、「グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明について（本市様式）」と「疑義申立てにより指摘された関係に該当しないことを客観的に証明できる疎明書類」を契約課へ提出する必要

があります。

疑義申立ての内容を認める（グループ企業に該当する）場合は、「グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明について（本市様式）」にその旨を記載し、契約課へ提出する必要があります。

なお、「グループ企業に係る入札参加制限の疑義申立てに対する疎明書類提出指示書」により指定された期限までに指示された書類の提出が無い場合は、疑義申立ての内容を認めたものとして取り扱います。

疑義申立てに係る調査の結果、グループ企業に該当すると判断された場合、ペナルティ等
はありますか。

当該工事の入札が無効となります。

また、調査の結果、グループ企業に該当すると判断された場合で、他の工事において、同一のグループ企業による入札参加があった場合（入札参加資格が認められなかった場合、入札書未提出の場合及び入札を辞退した場合を除く。）は、必要に応じて再確認を行い、入札の無効や入札参加停止等の対応を行うことがあります。

疑義申立てに係る調査の結果、グループ企業に該当すると判断されました。その後、グル
ープ企業の関係が解消された場合、市に対する報告は必要ですか。

調査によりグループ企業に該当すると判断された後、当該グループ企業関係を解消した場合は、グループ企業関係を解消したことが確認できる書類を契約課に提出し、解消の事実を報告してください。なお、報告は、グループ企業であることが判明した者のほか、グループ企業関係であった他の者からも行うことができます。